

—— 特記仕様書 ——

現場代理人・主任技術者 指示事項

本工事を進めるにあたり、以下の事項を厳守してください。但し、監督員が認める場合はこの限りではありません。

- 1 着工にあたり、地元区長、土地改良区等、関係機関と事前協議を行うこと。
- 2 地元、隣接する地権者等に対しては、誠意をもって対応し、トラブルのないように進めること。
新規入場時教育を通じて、現場へ従事する全作業員へ徹底させること。
- 3 地元説明用資料(工程他)については、契約後速やかに作成し、工事着手予定日の1週間程度前には、工事の旨を関係者へ周知させること。
- 4 施工計画書、各段階における施工協議書、80%出来形図等の各種提出書類は、それぞれの提出時期において速やかに提出すること。施工者の都合により、協議日付を遡って提出する書類は受理しないこととする。
- 5 通行制限願申請書及び道路使用許可申請書は、申請時期の2週間前までに提出をすること。また工程の遅れ等により期間を延長する際にも、期限切れの2週間前までに手続きを済ませること。
- 6 施工段階における変更事項・協議事項は、内容の如何に関わらず、必ず事前協議を行うこと。
施工者独自の判断により協議を交さないで工事を進め、事後協議により変更を願い出るケースは認可しないこととする。(施工の手直しを指示することもある)
- 7 コスト縮減への提案・取組み、環境問題への取組み(建設廃棄物の発生抑制、再生利用等減量化)に努めること。
- 8 建設副産物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正処理が図られること。
また、最終引受場所、適正処理を証明する書類及び処分量について報告すること。
なお、廃棄物の運搬にあたっては飛散防止策を講じること。
- 9 建設副産物発生量・再使用量の報告については、長野県の「建設副産物実態調査」の様式である「再生資源利用[促進](計画・実施)書」により提出すること。
- 10 その他共通事項については、財団法人長野県建設技術センター発行の土木工事現場必携、土木工事共通仕様書、現場管理における実務要覧等に従って進めること。